

令和 3 年10月18日

保護者 様

沼 津 市 教 育 長
(学校教育課)

警戒レベル引き下げに伴う今後の学校の対応について

日頃より、本市の学校教育に対し、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 3 年 10 月 15 日（金）より、本県の警戒区分はレベル 3（県内注意・県外一部警戒）、国の警戒ステージ I 相当になることが発表されました。

これを受け、市立小・中学校では、令和 3 年 10 月 19 日（火）以降、下記のとおり、感染症予防策を引き続き講じながら教育活動を実施してまいります。

子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 今後の教育活動

(1) 感染対策

- ・学校は感染対策を講じ、授業等を行います。
- ・感染のリスクの高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で慎重に判断し実施します。
- ・密を避け、換気を徹底します。
- ・消毒を徹底します。

(2) 給食

- ・通常の給食の提供方法に戻していきます。
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置、おかわりの配膳、食後の菌みがき等、感染の防止を徹底します。

(3) 部活動

- ・可能な限り感染対策を行った上で活動を行います。
- ・練習試合等、各種大会への参加については、地域の感染状況に応じて、判断します。

(4) その他

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して長期間欠席しなければならない児童生徒への対応として、オンライン等を活用します。
- ・今後も引き続き、学校の感染状況に応じて、文部科学省ガイドラインを参考に、学級閉鎖等を実施してまいります。

2 出席停止の扱いについて

感染が心配で登校させたくない場合、学校に相談ください。登校すべきではないと学校が判断した場合については、出席停止となります。

3 健康状態の把握

お子様の健康状態を把握するため、毎日の検温や健康状態の点検をお願いします。

お子様や同居の家族(※1)に発熱等の風邪症状がある場合には、登校しないことを徹底してください。

※1 同居の家族の場合は、感染まん延地域(※2)を訪問し、発熱等のかぜ症状のある人が対象となります。ただし、静岡県は現在、感染まん延地域から外れたため、この適用からは外れます。

※2 感染まん延地域

静岡県ホームページ内「新型コロナウイルス警戒レベル」にて、「特に慎重に行動」「回避」と記載のある都道府県です。そちらを訪問した後に症状が出た場合は対象となります。

静岡県については、静岡県ホームページ内「新型コロナウイルス警戒レベル」県感染流行期の県内評価において「感染まん延期前期・中期・後期」のいずれかに該当した場合は対象となります。

【確認事項】

出席停止の措置とするものについて、以下の内容を確認してください。

次のような場合は、学校に連絡してください。なお、医師による出席停止書類の提出の必要はありません。

(1) 本人又は同居の家族(※1)に発熱等のかぜ症状がある場合

※1 同居の家族の場合は、感染まん延地域(※2)に居住または訪問し、発熱等のかぜ症状がある人が対象となります。

(2) (1)の症状が治っても、登校について医師の許可が出ない場合

(医療機関にかからない場合は、主要症状が消滅した後、24時間以上経過していなければ登校できません)

(3) 本人が感染者との接触の可能性があると保健所等から判断された場合

(濃厚接触者と特定されることが明確になるまで。PCR検査等を受けた場合は陰性になるまで)

(4) 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合

(同居家族の自宅待機期間が終了するまで。または、同居家族等がPCR検査等を受けた場合は、陰性が確認されるまでの間)

(5) 本人が濃厚接触者に特定された場合…保健所で指示された期間

(6) 本人が新型コロナウイルス感染症にかかった場合…保健所で指示された期間